○国土交通省告示第千百四十四号

広島県から広島くリポートの供用開始期日について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

二　空港の名称及び位置　広島くリポート　広島県広島市

三　空港の設備の概要

イ　標点の位置　北緯三十四度二十二分十七秒　東経百三十二度二十五分四秒（標高二・七メートル）

ロ　空港の総面積　四十九万五千九十四平方メートル

ハ　着陸帯

(1)　長さ　三十五メートル

(2)　幅　三十メートル

ニ　滑走路

(1)　長さ　三十五メートル

(2)　幅　三十メートル

(3)　強度　全備重量の十一トンに耐える強度

(4)　方位　北二十八度四十三分五十八秒東（真方位）

(5)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ホ　誘導路

(1)　延長　二十八メートル

(2)　幅　九メートル

(3)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ヘ　エプロン

(1)　面積　二万五百七十四平方メートル

(2)　舗装の種類　アスファルトコンクリート舗装

ト　その他　飛行場標識施設　一式

四　供用開始期日　平成二十四年十一月十五日

○国土交通省告示第千百四十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第二項の表隠岐ＶＯＲの項中「昭和59年３月15日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年３月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

島後ＶＯＲ	上欄に同じ	N36°11′ E133°19′ 島根県隠岐郡隠岐の島町	109.6	100な	しＤＧＥ	24時間	平成24年11月15日	島後ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表南紀ＶＯＲの項中「平成７年１月５日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

白浜ＶＯＲ	上欄に同じ	N33°40′ E135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	116.05	100な	しＳＨＥ	8時30分から20時まで	平成24年11月15日	白浜ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表女満別１８ＩＬＳの項中

グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2	

」を

グライドスロープ	334.404 334.396	2 0.2	

に、「平成24年８月23日から平成24年11月14日まで供用休止」を「平成24年11月15日から供用再開」に、同表函館ＩＬＳの項中「116°」を「117°」に、同表仙台ＩＬＳの項中「仙台空港及びその周辺」を「仙台空港内」に、

ローカライザー	111.704 111.696	10 10	

」を

ローカライザー	111.7	10	

」に、「270°」を「271°」に改める。

第五項の表秋田ＤＭＥの項中「平成15年12月25日から供用再開」を「平成24年11月15日から平成24年12月12日まで供用休止」に改め、同表隠岐ＤＭＥの項中「昭和59年３月15日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年３月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

島後ＤＭＥ	上欄に同じ	N36°11′ E133°19′ 島根県隠岐郡隠岐の島町	994	1な	しＤＧＥ	24時間	平成24年11月15日	島後ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表南紀ＤＭＥの項中「平成７年１月５日」の次に「（平成24年11月15日から平成25年２月６日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

白浜ＤＭＥ	上欄に同じ	N33°40′ E135°21′ 和歌山県西牟婁郡白浜町	1,068	1な	しＳＨＥ	8時30分から20時まで	平成24年11月15日	白浜ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十四年十一月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千百四十六号

広島県から広島西飛行場の飛行場灯火の供用の廃止について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島西飛行場照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島西飛行場内　広島県広島市

四　供用廃止の予定期日　平成二十四年十一月十五日

○国土交通省告示第千百四十七号

広島県から広島くリポートの飛行場灯火の供用開始期日について届出があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　広島県　広島県広島市中区基町十番五十二号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　広島くリポート照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　広島くリポート内　広島県広島市